

全国 保健所長会 だより

委員会の沿革

地域の健康問題を明らかにし、地域住民や関係機関・団体と協働して、科学的根拠に基づいた対策を計画的に推進し、適切に評価を実施することが保健所に求められています。全国保健所長会の委員会は、保健所の向き合う緊急かつ重大な課題に対して、重点的・集中的に検討を行う場として1968(昭和43)年に「保健所のあり方委員会」が設置されたことを嚆矢とします。年が下り、2005(平成17)年、国から地域保健対策検討会中間報告(平成17(2005)年)が出されたことを受けて、「健康危機管理に関する委員会」とともに、「地域保健の充実強化に関する委員会」(以下、「当委員会」と

「地域保健の充実強化に関する委員会」の活動

高知県安芸福祉保健所 所長兼保健監(保健所長) 福永 一郎

いう)が設置されています。

前述の中間報告では、都道府県による健康危機管理への対応と、それぞれの健康課題への優先度を明らかにして地域保健のあるべき方向性を総合的に記載する地域保健計画を策定することと、その考え方が示されています。その中で生活習慣病対策その他の地域保健対策、地域における健康課題への資源配分の方針が掲げられ、基盤整備としての「人材の育成・確保、保健所等の施設・設備、調査・研究等」が提示されました。この報告を受けた保健所長会の体制として、当委員会では「地域保健対策の計画的かつ継続的な推進と、それを担う公衆衛生医師等人材の確保と育成」について扱うことになりました。この都道府県地域保健計画は実現しませんでした。こ

の考え方は現在に至るまで連綿と受け継がれてきています。

このような社会情勢の中、地域包括ケアシステムの推進や医療計画・地域医療構想、健康増進、がん対策、精神保健福祉対策、母子・歯科保健対策など、近年の保健医療に関する社会状況の変化を踏まえ、当委員会では地域保健医療体制・制度に関するさまざまな協議や検討を行ってきました。また、国への提言やガイドラインの作成なども行い、保健所活動の充実に努めてきました。なお、公衆衛生医師等人材の確保と育成については、2017(平成29)年より「公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会」で扱われることとなり今日に至っています。

2021(令和3)年の委員会の活動

1. 国への要望活動

当委員会をWeb会議により3回開催し、随時メールにて協議を行いました。

新型コロナウイルス感染症のまん延状況を鑑みて、全国保健所長会長から厚生労働省に対して時宜に応じた緊急要望を行いました。その要望書草案を当委員会で作成しました。緊急要望は(1)「指定難病の更新申請事務に関する緊急要望について」(2021(令和3)年4月)(2)「国民健康・栄養調査の実施にあたっての緊急要望」(2021(令和3)年7月)(3)「国民生活基礎調査の実施延期について(緊急要望)」(2022(令和4)年2月)の三つとなっています。

(1)の指定難病の更新申請については、新型コロナウイルス感染症第4波のさなかであったことに加え、指定難病の方は都道府県域を超えて受診をしている場合も多く、多くの医療機関が自都道府県外からの受診制限を実施していた時期でもあったため、期限を延長しなければ更新ができない方が少なからず存在すること、(2)、(3)においては第5波、第6波時の業務逼迫に加え、市中流行時の対面調査活動には被調査者の理解を得ることが難しいことなどの問題がありました。それぞれの要望は、一定程度理解を得て業務に反映されたいように思われます。

2. 医療構想と地域包括ケアの推進における保健所の役割についての検討

委員会では、以前より医療計画や地域の保健医療システムに関する検討を行っています。検討を研究的に行う場として、当委員会活動に関連した地域保健総合推進事業事業班(以下、「事業班」という)として「医療構想と地域包括ケアの推進における保健所の役割に

ついての研究」が設置されており、当委員会副委員長の逢坂悟郎所長(兵庫県加東保健所)が担当事業者に就任しています。

事業班では、当委員会委員の多くが事業協力者となり、都市部における在宅医療体制構築支援について議論検討を行いました。事業班の研究協議はWeb会議にて8回行われ、姫路市、豊中市、福岡市、柏市、大阪市の先行事例の分析を行った結果、在宅医療体制構築支援の取り組みに当たっては、①管内のデータや統計資料、ビッグデータなどを用いて、管内の在宅医療の体制(診療所主体)を把握し、②(行政が介入しなければ)将来の訪問診療需要に供給が追いつかないことを確認したこと、③その上で一定の戦略を練って、④医師会を中心に関係者に働き掛け、通常の診療所への在宅医療への参入促進、在宅医のグループ診療、後方支援体制の整備、代診医制度等の在宅医療推進策を進めた、というプロセスが重要であったことを示しました。これらのプロセスを経ると、⑤訪問診療患者数の増加など実績が上がることも確認

しました。この結果を受けて、2022(令和4)年度の事業班では、①④の進め方を具体化し、これまで在宅医療に関わってこなかった保健所・行政が活用できる「管内の在宅医療について、医療計画を策定する手法」を簡易にまとめたハンドブックを作成する予定としました(報告書はhttp://www.phcd.jp/02/kenkyu/chihokoken/pdf/2021_file02-2.pdfからダウンロードできます)。

また、令和6年度からの第8次医療計画では、「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加される5疾病6事業となりますが、この「新興感染症」である新型コロナウイルス感染症では、在宅医療療養(養)体制が大きな問題となったことを受けて、新型コロナウイルス感染症における在宅医療(療養)体制についての検討も行いました。感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に関する研究を行い、10地域の保健所管内の対策事例を検討して、報告書「新型コロナウイルス感染症への対策の実態とあるべき姿」次のパンフレットに向けて」を作成しまし

た。報告書(http://www.phcd.jp/02/kenkyu/chihokoken/pdf/2021_file02-1.pdf)からダウンロードできます)に、重症者、死亡者をできる限り少なくするため、特措法であらかじめ定めた政府行動計画、ガイドラインに沿った対応が取られることが重要であり、これらの計画、ガイドラインに沿って医療体制があらかじめ準備されることが重要であることを示しました。なお、所長会員向けに川崎市健康安全研究所・岡部信彦所長の特別講演会(11月25日、Web講演)を実施しました。

おわりに

地域保健医療を巡る状況は大きく変化を遂げており、地域保健医療体制や制度に関する検討がますます重要となっています。委員会では今後ともタイムリーな活動に努め、全国保健所長会の活動を通じてわが国の地域保健医療の発展に寄与していきたいと考えています。